

飲食業等設備投資応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、飲食業等設備投資応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響を受けた市内の飲食店（日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる中分類76飲食店の分類が適用されるものをいう。別表2の項において同じ。)を営むもの等が行う当該感染症の感染の防止のための対策及び業態転換の取組を支援し、もって市内の飲食店を営むもの等の事業の継続に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に定める事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表第2項に定める者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表第3項に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）の合計額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を除く。）に、別表第4項に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、同表第5項に定める額を上限とする。）以下の額とする。
- 3 補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、市内の中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの及び中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で市内の中小企業者等への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付の申請（次項及び次条第1項において「交付申請」という。）は、令和3年1月29日までに行わなければならない。
- 2 交付申請をしようとする者は、飲食業等設備投資応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 飲食業等設備投資応援事業実施計画書・事業収支予算書（別記様式第2号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付の決定（次項及び次条において「交付決定」という。）は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定の通知は、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により行うものとする。

(実績報告等)

- 第6条 前条の規定による交付決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（規則第11条第1項の規定により当該補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下この条において「完了日等」という。）から起算して15日を経過する日又は完了日等の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 飲食業等設備投資応援事業実績報告書・事業収支決算書（別記様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第7条 補助対象事業者への本補助金の支払は、規則第19条第1項の規定による本補助金の額の確定に基づき行うものとする。

- 2 補助対象事業者が本補助金の支払の請求をしようとするときは、市長に対し、飲食業等設備投資応援事業補助金支払請求書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業者が希望する場合は、市長は本補助金の概算払を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、同年4月1日以後に実施する補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、この要綱による改正後の飲食業等設備投資応援事業補助金交付要綱別表の2の項の規定は、同年4月1日以降に実施する補助対象事業について適用する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	次のいずれかに該当する事業（市内の飲食店舗等に対して行うものに限る。）であって、事業費の合計額が25万円以上のもの (1) 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための対策に係る設備等の導入、店舗等の改修等 (2) 新型コロナウイルス感染症の感染の防止又は補助対象事業者が営む事業の継続に資する業態への転換に係る設備等の導入、店舗等の改修等
2 補助対象事業者	令和2年3月以前から市内に飲食店舗等を有する次のいずれかに該当する者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、当該感染症の感染の防止のための対策又は業態転換を行って事業の継続を図ろうとするもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。 (1) 飲食店を営む中小企業者等又はこれに類する法人等であって、市内に飲食店舗を有するもの (2) 旅館・ホテル等の宿泊施設を市内で営む者であって、当該施設において、飲食店に類する飲食サービスの提供を行うもの
3 補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費として、次に掲げるもの (1) 設備等導入費 設備等の導入（購入、設置、リース費用等）に係る経費 (2) 工事費 店舗等の改修工事に係る経費（設計費用を含む。）
4 補助率	4分の3
5 限度額	75万円